

広報

みさと号外

第6報 平成28年6月23日発行



応急仮設住宅の入居希望者を募集

平成28年熊本地震により、住宅を失い、自らの資力では住宅を得ることができない方に、一時的に居住の安定を図ることを目的とする『応急仮設住宅』への入居希望者の申込受付を行っています。

◇入居対象となる被災世帯

次の条件（1）から（6）のすべてに該当される場合、入居対象になります。
※（2）の下線部分について、今回改正されました。

- 平成28年熊本地震における災害時点（4月14日）において、美里町に住所を有する者
- 住居の「全壊」または「大規模半壊」により、居住する住宅がない者
《ア》二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがあるなど長期にわたり、自らの住居に居住できないと市町村長が認める者
《イ》半壊であっても家屋の解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない者
《ウ》住み続けることが危険な程度の傷みに伴い、自らの住居に居住できない者
（ア、イ、ウの要件に該当される方は対象となる場合があります。）
- 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない者
- 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない者
- 熊本県被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない者
- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）ではない者

◇申込方法

入居を希望される方は、福祉課までご連絡ください。後日、応急仮設住宅入居申請書を送付します。

◇申込期限

6月30日（木）まで

◇申請に必要なもの

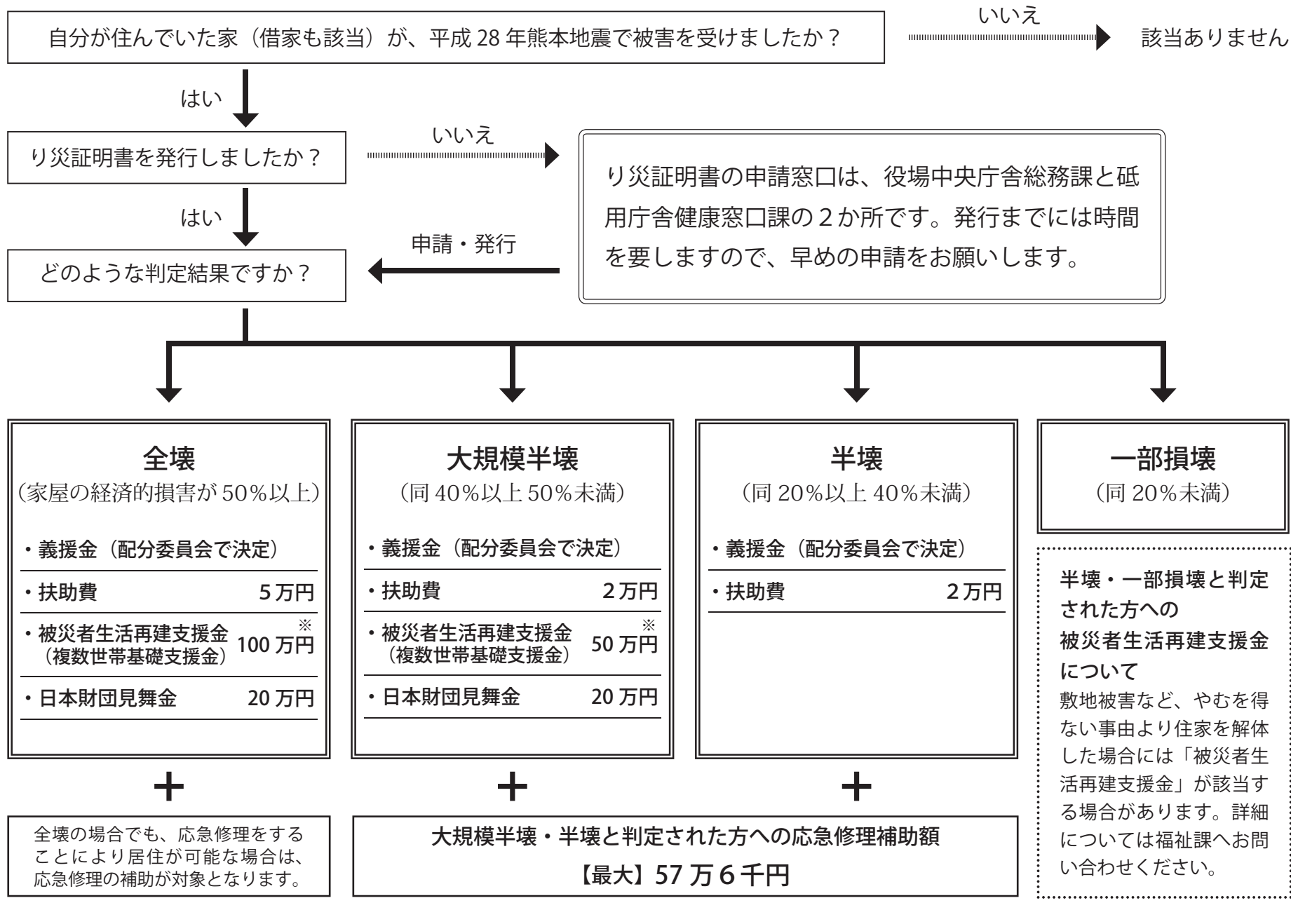
- 応急仮設住宅入居申請書
- り災証明書（コピー可）
- 印鑑

◇問合せ先

福祉課 子ども・生活支援係
☎47-1116（直通）

平成28年熊本地震による住家の被害への給付支援フローチャート

6月23日現在の住家への経済的な支援を紹介します。手続きにはり災証明書が必要となります。



被災者生活再建支援金の加算

住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃貸）に応じて、※の金額に加算される「**加算支援金**」があります。
再建方法によって、支給される支援金の合計金額が異なります。

ご注意ください！

- 今回ご紹介するのは住家（借家も対象）を対象とした給付支援のみです。
- 融資での支援も複数あります。詳しくは号外第4報もしくは裏面をご確認ください。

裏面もご覧ください

被災者に対する各種支援制度があります。もう一度制度内容を確認していただき、まだ手続きがお済みでない方は、お早めに手続きを行って下さい。

義援金について

支援者よりいただいた義援金は、県配分に基づき被災者に配分を行います。
り災証明により、支給対象者となっている方に、6月21日付けで申請書を送付しています。
申請に必要なものを持参のうえ、申請手続きを行ってください。

- ◇申請に必要なもの
- 申請書、り災証明書の写し、通帳等の写し、申請者の本人確認書類、委任状（申請者と来庁者が異なる場合）
- ◇申請場所
- 砥用庁舎健康窓口課・中央庁舎住民課
- ※配分金額（支給額）は、美里町災害義援金配分委員会にて決定し、申請者（世帯主）の口座へ支給します。
- 問合せ先 福祉課子ども・生活支援係 ☎47-1116（直通）

扶助費（見舞金）について

美里町り災者に対する扶助費・葬祭費の支給規則に基づき、下記のとおり支給します。

- ①全壊世帯 一世帯につき5万円（間借人の世帯1万5千円）
- ②半壊世帯 一世帯につき2万円（間借人の世帯8千円）
- ③非住家 半壊以上の被害を受け、災害廃棄物処理事業の補助対象となるもので、固定資産の評価基準に該当する建物を所有する場合、一世帯につき2万円

- ◇申請に必要なもの
- ・①、②の方 義援金申請書にて口座を確認し、支給します。
- ・③の方 申請書、通帳等の写し、本人確認書類、委任状（申請者と来庁者が異なる場合）
- ◇申請場所
- 砥用庁舎健康窓口課・中央庁舎住民課
- 問合せ先 福祉課子ども・生活支援係 ☎47-1116（直通）

日本財団見舞金について

この制度は、熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、日本財団からの「見舞金」を支給し、生活の再建を支援するものです。

- ◇対象
- ①住宅が全壊した世帯、②住宅が大規模半壊した世帯
- ◇見舞金の支給額
- 家屋が損壊した世帯に対し、り災証明をもとに一世帯あたり20万円の見舞金が支給されます。
- ◇申請書配付場所
- 砥用庁舎福祉課・中央庁舎住民課にて申請書を配布します。
- 問合せ先 福祉課子ども・生活支援係 ☎47-1116（直通）

災害援護資金の貸付について

災害弔慰金の支給等に関する法律により、震災で住居や家財に大きな被害を受けた場合等において、生活の立て直しのため災害援護資金の貸付を受けられる制度です。

【対象世帯と貸付限度額】

◇ 世帯主が負傷している場合

被害の種類や程度	限度額
①家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）および住居の損害がない場合	150 万円
②家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250 万円
③住居が半壊した場合	270 万円
④住居が全壊した場合	350 万円

◇ 世帯主が負傷していない場合

被害の種類や程度	限度額
①家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円
②住居が半壊した場合	170 万円
③住居が全壊した場合（④の場合を除く。）	250 万円
④住居の全体が滅失し、または流失した場合	350 万円

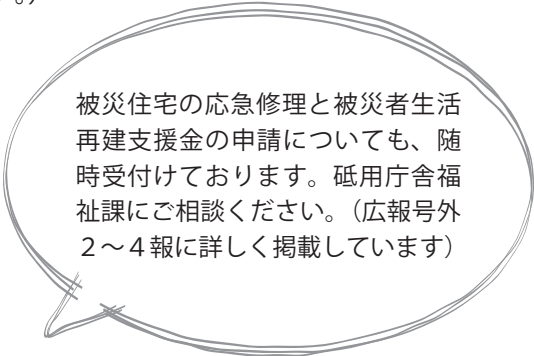
※被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、ご相談ください。

◇所得制限					
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

◇申請に必要なもの（全ての書類を揃えてから申請を行ってください。）

- ①災害援護資金借入申込書
- ②り災証明書
- ③所得証明書もしくは非課税証明書（世帯員全員分）
- ④病院の診断書（負傷している場合）
- ⑤住民票謄本（世帯員全員の記載のあるもの）
- ⑥印鑑（印鑑登録をしている印）
- ※その他、必要に応じて書類提出を求める場合があります。

- ◇申請・問合せ先
- 福祉課子ども・生活支援係 ☎47-1116（直通）



義援金募集期間を12月28日まで延長します

平成28年熊本地震により被害を受けられた被災者を支援するため、4月20日から義援金を募集しています。全国各地からたくさんのご支援を頂き、心から感謝申し上げます。このたび、義援金の募集期間を12月28日まで延長します。みなさまの温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。

口座番号 熊本宇城農業協同組合 下東支所 普通口座 0087325
口座名義 熊本地震美里町災害義援金 美里町長 上田泰弘
フリガナ クマモトジシンミサトマチサイガイギエンキン ミサトチョウチョウ ウエダヤスヒロ
受付期間 4月20日（水）～12月28日（水）

- ◇税制上の措置（控除）について
- ご支援頂きました義援金を、寄付金控除または損金として税申告をされる場合は、次の2点を添付することで証明書にかえることができます。
- ・金融機関発行の領収書
- ・このページを印刷したもの
- 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。
- ◇現金書留で送付頂く場合
- 現金書留封筒に下記送付先へ「熊本地震美里町災害義援金」と記入のうえ送金下さい。郵便料金は免除となります。詳しくは郵便局窓口で確認下さい。
- 【送付先】〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地 美里町役場 会計課
- ◇持参によりご支援頂く場合
- 役場会計課へご入金下さい。
- 【場所】
- ・中央庁舎 会計課（正面入り口右側）
- ・砥用庁舎 会計室（正面入り口左側）
- 【入金可能時間】
- 午前8時30分から午後5時まで（土日・祝祭日は除きます。）